

国立大学法人東京農工大学公用自動車運行管理規程の一部改正

国立大学法人東京農工大学公用自動車運行管理規程を次のとおり改正する。

現 行	改 正	備 考
<p>国立大学法人東京農工大学公用自動車運行管理規程 平成20年11月1日 20教規程第55号</p> <p>第1条～第3条 省略</p> <p>(組織等の公用車利用区分)</p> <p>第4条 次の各号に掲げる組織等は、それぞれ当該各号に定める地区で管理する公用車を利用するものとする。</p> <p>一 総務チーム、計画評価チーム、広報・社会貢献チーム(科学博物館総務係を除く。)、学術情報チーム、人事チーム、研究支援・産学連携チーム(研究支援係等に限る。)、国際事業推進チーム、財務企画チーム、資産管理チーム、キャンパス整備チーム、学務チーム、学生支援チーム、入試チーム、監査室、戦略企画室、大学教育センター担当室、図書館(府中図書館)、大学教育センター、保健管理センター(保健管理センター分室を除く)、環境安全管理センター、女性未来育成機構(本部地区に勤務する者に限る。)、<u>学生活動支援センター</u>、<u>アグロイノベーション高度人材養成センター</u>(アグロイノベーション人材養成支援室を含む。)、<u>環境リーダー育成センター及び若手研究支援室</u> 本部地区</p> <p>二～三 省略</p> <p>第5条～第16条 省略</p> <p>別紙様式 省略</p> <p>附 則 省略</p>	<p>第1条～第3条 省略(現行どおり)</p> <p>(組織等の公用車利用区分)</p> <p>第4条 次の各号に掲げる組織等は、それぞれ当該各号に定める地区で管理する公用車を利用するものとする。</p> <p>一 総務チーム、計画評価チーム、広報・社会貢献チーム(科学博物館総務係を除く。)、学術情報チーム、人事チーム、研究支援・産学連携チーム(研究支援係等に限る。)、国際事業推進チーム、財務企画チーム、資産管理チーム、キャンパス整備チーム、学務チーム、学生支援チーム、入試チーム、監査室、戦略企画室、大学教育センター担当室、図書館(府中図書館)、大学教育センター、保健管理センター(保健管理センター分室を除く)、環境安全管理センター、女性未来育成機構(本部地区に勤務する者に限る。)、<u>アグロイノベーション高度人材養成センター</u>(アグロイノベーション人材養成支援室を含む。)、<u>環境リーダー育成センター及び若手研究支援室</u> 本部地区</p> <p>二～三 省略(現行どおり)</p> <p>第5条～第16条 省略(現行どおり)</p> <p>別紙様式 省略(現行どおり)</p> <p>附 則 省略(現行どおり)</p> <p><u>附 則 (23教規程第 号)</u></p> <p><u>この規程は、平成23年4月1日から施行する。</u></p>	

附 則 (23教規程第6号)

この規程は、平成23年4月1日から施行する。